佐久市公告第２５７号

# 事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成２０年告示第６８号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成１７年規則第３９号）第１０５条及び佐久市電子入札実施要綱（平成２８年告示第２０号）第４条の規定により公告する。

令和 8 年 10 月 14 日

佐久市長　柳　田　清　二

１　入札対象工事

| | |
|---|---|
| 工　事　名<br>（　発　注　課　） | 令和８年度　過疎対策事業　市道６７－８号線　道路改良工事<br>（　建設部　道路建設課　） |
| 工　事　場　所 | 佐久市　協和　大平口　地区 |
| 工　事　概　要 | 道路改良工　Ｌ＝１３４ｍ　Ｗ＝３．５～５．５ｍ<br>擁壁工　プレキャストＬ型擁壁　Ｈ＝１０００　Ｌ＝１４ｍ<br>側溝工　自由勾配側溝３００×３００　Ｌ＝１２６ｍ<br>舗装工　アスファルト舗装　Ｌ＝１３４ｍ　Ｗ＝３．５～５．５ｍ　Ａ＝５４１ｍ２<br>防護柵工　Ｇｒ－Ｃ－４Ｅ　Ｌ＝２９ｍ<br>Ｇｒ－Ｃ－２Ｂ　Ｌ＝１４ｍ |
| 工　期 | 契約日から令和 9 年 3 月 18 日まで |
| 備　考 | 佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。 |

２　入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第４条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

| | |
|---|---|
| (1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付 | ・舗装工事の登録があり、その等級格付がＡ・Ｂ級の者であること。 |
| (2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分 | ・舗装工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。 |
| (3) 配置技術者の資格等 | ・建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。<br>・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。<br>・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。 |
| (4) 本店等の所在地 | ・本店が佐久市内にあること。 |
| (5) その他 | ・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。<br>・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。 |

３　入札の日程等

| 入札手続等 | 期間　・期日等 | 場所　・　留意事項等 |
|---|---|---|
| 設計図書等の閲覧 | 令和８年 10 月 14 日（水）から<br>入札日まで | ･入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課(本庁４階) |
| 入札参加申請受付 | 令和８年 10 月 14 日（水）から<br>令和８年 10 月 19 日（月）まで<br>（最終日は電子入札システムが稼働している時間まで） | ・電子入札システムにより提出のこと。<br>・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第１号）」とする。 |
| 設計図書等の入手 | 令和８年 10 月 14 日（水）から<br>入札日まで | ・入札情報システムよりダウンロードすること。 |
| 設計図書等に関する質問受付 | 令和８年 10 月 15 日（木）から<br>令和８年 10 月 20 日（火）まで<br>（午前８時 30 分から<br>午後５時 15 分まで） | ・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること）。<br>・発注課（建設部 道路建設課）へ持参又は電子入札<br>システムにより提出すること。 |
| 質問回答の期日・方法 | 令和８年 10 月 22 日（木）以降 | ・発注課より入札情報システムにて回答する。 |
| 入札書等の提出期限 | 令和８年 10 月 23 日（金）<br>午前８時 30 分から<br>令和８年 10 月 27 日（火）<br>午後５時まで | ・電子入札システムにより提出すること。 |
| 再度入札における入札書の提出期限 | 令和８年 10 月 29 日（木）<br>午後３時まで | ・電子入札システムにより提出すること。 |
| 入札開札日時・場所 | 令和８年 10 月 29 日（木）<br>午前８時 30 分から | ・佐久市役所　７階 702 会議室 |
| 落札者の決定等 | ・失格基準価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。<br>・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。<br>・予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。<br>・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。<br>・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者１人が確認できるまで行うものとする。<br>・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して ２ 日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。<br>・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。 | |
| 入札参加資格確認申請書提出について（落札候補者） | ・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第２号）」<br>「配置技術者決定届（様式第３号）」<br>「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」（様式第６号）」及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書（写し）」＊契約金額（税込）が、4,500 万円（建築一式は 9,000 万円）以上の場合のみ。<br>「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」<br>「現場代理人及び主任技術者等の通知書」<br>「現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）の経歴書」<br>「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」<br>「現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）の雇用関係を証する書類」<br>及び市が指定したものとする。<br>・落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。<br>・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。<br>提出場所：佐久市企画部契約課（本庁４階） | |

| | |
|---|---|
| 入札結果の公表 | ・入札情報システム、佐久市企画部契約課（本庁４階）において閲覧にて公表する。 |

４　入札事項等

| | |
|---|---|
| 入札事項 | ・入札回数は２回とし、第２回の入札をしても落札できないときは、第２回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の２第１項第８号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は２回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。<br>・やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第８条の規定による所定の手続を行うこと。<br>・落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の 110 分の 100 に相当する金額を電子入札システムに入力すること。<br>・詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。 |
| 低入札価格調査制度 | ・適用なし |
| 失格基準価格 | ・適用あり<br>佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱（平成 24 年告示第 107 号）による。 |
| 入札保証金 | ・免除<br>（ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の 100 分の５の納付を要する。） |
| 契約保証金 | ・契約請負代金額の 10 分の１の金銭的保証 |
| 前払金 | ・佐久市工事の前金払に関する取扱規程（平成 17 年訓令第 56 号）の規定による。 |
| 中間前払金 | ・佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程（平成 20 年訓令第 14 号）の規定による。 |
| 部分払金 | ・佐久市財務規則第 138 条の規定による。 |
| 債務負担行為 | ・適用なし |
| 入札の無効 | ・佐久市電子入札実施要綱第 11 条、佐久市財務規則第 111 条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成 17 年訓令第 54 号）別記入札心得第８条の規定による。 |

５　その他の事項

・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。

・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

６　入札金額の内訳書について（法改正〈Ｒ7.12.12 付け〉に伴う内訳書記載内容の変更）

令和７年 12 月 12 日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第８条９項の取扱いとし「入札の無効（失格）」となりますので、ご留意ください。

７　担当部課（問合せ先）

| | |
|---|---|
| 公告の内容 | 佐久市企画部契約課　（佐久市中込 3056）　TEL. 0267－62－3084（直通） |
| 工事の内容 | 佐久市建設部道路建設課　（佐久市中込 3056 南棟）　TEL. 0267－62－3439（直通） |

佐久市公告第２５８号

# 事後審査型一般競争入札（電子入札）の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成２０年告示第６８号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成１７年規則第３９号）第１０５条及び佐久市電子入札実施要綱（平成２８年告示第２０号）第４条の規定により公告する。

令和 8 年 10 月 14 日

佐久市長　柳　田　清　二

１　入札対象工事

| | |
|---|---|
| 工　事　名<br>（　発　注　課　） | 令和８年度　総合交付金　都市公園セーフティーリニューアル事業稲荷山公園転落防止柵更新工事<br>（　建設部　公園緑地課　） |
| 工　事　場　所 | 佐久市　臼田　城山地区 |
| 工　事　概　要 | 転落防止柵更新（補助）<br>Ｌ＝５７．０ｍ<br>転落防止柵更新（単独）<br>Ｌ＝５．０ｍ |
| 工　期 | 契約日から令和 9 年 1 月 29 日まで |
| 備　考 | 佐久市電子入札実施要綱に定める入札方式による対象案件である。 |

２　入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第４条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

| | |
|---|---|
| (1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付 | ・とび・土工・コンクリート工事の登録があり、その等級格付がＡ・Ｂ級の者であること。 |
| (2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分 | ・とび・土工工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。 |
| (3) 配置技術者の資格等 | ・建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。<br>・配置技術者は、原則として入札参加申請日以前 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。<br>・その他「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。 |
| (4) 本店等の所在地 | ・本店が佐久市内にあること。 |

| | |
|---|---|
| (5) そ　　の　　他 | ・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。<br>・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。 |

3　入札の日程等

| 入札手続等 | 期間　・期日等 | 場所　・　留意事項等 |
|---|---|---|
| 設計図書等の閲覧 | 令和 8 年 10 月 14 日（水）から<br>入　札　日　ま　で | ・入札情報システムへの掲載、佐久市企画部契約課(本庁 4 階) |
| 入札参加申請受付 | 令和 8 年 10 月 14 日（水）から<br>令和 8 年 10 月 19 日（月）まで<br>（最終日は電子入札システムが稼働している時間まで） | ・電子入札システムにより提出のこと。<br>・添付書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）」とする。 |
| 設計図書等の入手 | 令和 8 年 10 月 14 日（水）から<br>入　札　日　ま　で | ・入札情報システムよりダウンロードすること。 |
| 設計図書等に関する質問受付 | 令和 8 年 10 月 15 日（木）から<br>令和 8 年 10 月 20 日（火）まで<br>（午前 8 時 30 分から<br>午後 5 時 15 分まで） | ・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること（質問内容がわかるように具体的に記載すること）。<br>・発注課（建設部 公園緑地課）へ持参又は電子入札システムにより提出すること。 |
| 質問回答の期日・方法 | 令和 8 年 10 月 22 日（木）以降 | ・発注課より入札情報システムにて回答する。 |
| 入札書等の提出期限 | 令和 8 年 10 月 23 日（金）<br>午前 8 時 30 分から<br>令和 8 年 10 月 27 日（火）<br>午後 5 時まで | ・電子入札システムにより提出すること。 |
| 再度入札における入札書の提出期限 | 令和 8 年 10 月 29 日（木）<br>午後 3 時まで | ・電子入札システムにより提出すること。 |
| 入札開札日時・場所 | 令和 8 年 10 月 29 日（木）<br>午前 8 時 30 分から | ・佐久市役所　7 階 702 会議室 |
| 落札者の決定等 | ・最低制限価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。<br>・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。<br>・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。<br>・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。<br>・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者 1 人が確認できるまで行うものとする。<br>・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して 2 日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。<br>・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し連絡する。 | |

| | |
|---|---|
| 入札参加資格確認申請書提出について（落札候補者） | ・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第２号）」<br>「配置技術者決定届（様式第３号）」<br>「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧」（様式第６号）」及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書（写し）」＊契約金額（税込）が、4,500 万円（建築一式は 9,000 万円）以上の場合のみ。<br>「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」<br>「現場代理人及び主任技術者等の通知書」<br>「現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）の経歴書」<br>「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」<br>「現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）の雇用関係を証する書類」及び市が指定したものとする。<br>・落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに持参又はメールにより提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。<br>・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。<br>提出場所：佐久市企画部契約課（本庁４階） |
| 入札結果の公表 | ・入札情報システム、佐久市企画部契約課（本庁４階）において閲覧にて公表する。 |

４　入札事項等

| | |
|---|---|
| 入札事項 | ・入札回数は２回とし、第２回の入札をしても落札できないときは、第２回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の２第１項第８号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は２回までとする。なお、見積書提出期限については別途契約課より連絡する。<br>・やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、佐久市電子入札実施要綱第８条の規定による所定の手続を行うこと。<br>・落札者の決定に当たっては、電子入札システムに入力された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の 110 分の 100 に相当する金額を電子入札システムに入力すること。<br>・詳細な内訳について、発注課より提出を求められた場合は、当該工事の金抜設計書又は参考数量書に準じた内訳書を改めて提出すること。<br>・本工事は建築工事積算基準により積算している。 |
| 低入札価格調査制度 | ・適用なし |
| 最低制限価格 | ・適用あり<br>佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱（平成 21 年告示第 97 号）による。 |
| 入札保証金 | ・免除<br>（ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の 100 分の５の納付を要する。） |
| 契約保証金 | ・契約請負代金額の 10 分の１の金銭的保証 |
| 前払金 | ・佐久市工事の前金払に関する取扱規程（平成 17 年訓令第 56 号）の規定による。 |
| 中間前払金 | ・佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程（平成 20 年訓令第 14 号）の規定による。 |
| 部分払金 | ・佐久市財務規則第 138 条の規定による。 |
| 債務負担行為 | ・適用なし |
| 入札の無効 | ・佐久市電子入札実施要綱第 11 条、佐久市財務規則第 111 条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成 17 年訓令第 54 号）別記入札心得第８条の規定による。 |

５　その他の事項

・佐久市電子入札実施要綱、佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。

・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

６　入札金額の内訳書について（法改正〈Ｒ7.12.12 付け〉に伴う内訳書記載内容の変更）

令和７年 12 月 12 日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

なお、必要な内容の記載がない場合は、佐久市建設工事事務処理規程の入札心得第 8 条 9 項の取扱いとし「入札の無効（失格）」となりますので、ご留意ください。

７　担当部課（問合せ先）

| | |
|---|---|
| 公　告　の　内　容 | 佐久市企画部契約課　（佐久市中込 3056）　TEL. 0267－62－3084（直通） |
| 工　事　の　内　容 | 佐久市建設部公園緑地課　（佐久市中込 3056 南棟）　TEL. 0267－62－3424（直通） |